

別表第1 届出対象行為（一般区域）

届出対象行為	規模										
<p>(1) 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるもの新築、増築（増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）、改築（改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）又は移転</p>	<p>高さ13メートル又は延べ面積2,000平方メートル（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域内における建築物にあっては、高さ20メートル又は延べ面積3,000平方メートル）</p> <p>ただし、増築又は改築にあっては、増築前又は改築前の建築物の規模が上記の規模を超える場合は、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のものを除く。</p>										
<p>(2) (1)の規模を超える建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更で、いずれかの立面における変更部分の鉛直投影面積が右欄に掲げる規模を超えるもの</p>	<p>当該立面の鉛直投影面積の2分の1</p>										
<p>(3) 次に掲げる工作物（建築物を除く。以下同じ。）でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるもの新設、増築（増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）、改築（改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）又は移転</p> <p>ア さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物（法第8条第2項第4号ロに規定する特定公共施設、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設及び空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港の用に供するもの（以下「特定公共施設等供用工作物」という。）を除く。）</p> <p>イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物（特定公共施設等供用工作物並びに電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物に該当するものを除く。）</p> <p>ウ 風力発電設備</p> <p>エ 煙突その他これらに類する工作物</p> <p>オ 物見塔その他これらに類する工作物</p> <p>カ 彫像、記念碑その他これらに類する工作物</p> <p>キ 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設</p> <p>ク 自動車車庫の用に供する立体的な施設</p> <p>ケ アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設</p> <p>コ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設</p> <p>サ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設</p> <p>シ 太陽電池発電設備</p>	<p>次の表の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおり</p> <table border="1" data-bbox="805 801 1426 1462"> <tbody> <tr> <td data-bbox="805 801 1117 835">アに掲げる工作物</td> <td data-bbox="1118 801 1426 835">高さ5メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="805 837 1117 1084">イからエまでに掲げる工作物</td> <td data-bbox="1118 837 1426 1084">高さ15メートル （建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが15メートル）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="805 1086 1117 1332">オに掲げる工作物</td> <td data-bbox="1118 1086 1426 1332">高さ13メートル （建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートル）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="805 1335 1117 1391">カからサまでに掲げる工作物</td> <td data-bbox="1118 1335 1426 1391">高さ13メートル又は築造面積2,000平方メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="805 1393 1117 1462">シに掲げる工作物</td> <td data-bbox="1118 1393 1426 1462">高さ5メートル又は築造面積2,000平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、増築又は改築にあっては、増築前又は改築前の工作物の規模が上記の規模を超える場合は、増築又は改築に係る築造面積の合計が10平方メートル以下のものを除く。</p>	アに掲げる工作物	高さ5メートル	イからエまでに掲げる工作物	高さ15メートル （建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが15メートル）	オに掲げる工作物	高さ13メートル （建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートル）	カからサまでに掲げる工作物	高さ13メートル又は築造面積2,000平方メートル	シに掲げる工作物	高さ5メートル又は築造面積2,000平方メートル
アに掲げる工作物	高さ5メートル										
イからエまでに掲げる工作物	高さ15メートル （建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが15メートル）										
オに掲げる工作物	高さ13メートル （建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートル）										
カからサまでに掲げる工作物	高さ13メートル又は築造面積2,000平方メートル										
シに掲げる工作物	高さ5メートル又は築造面積2,000平方メートル										
<p>(4) (3)の規模を超える工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更で、いずれかの立面における変更部分の鉛直投影面積が右欄に掲げる規模を超えるもの</p>	<p>当該立面の鉛直投影面積の2分の1</p>										
<p>(5) 開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）で、当該行為に係る土地の面積又は当該行為に伴い生ずる法面、擁壁の高さが右欄に掲げる規模を超えるもの</p>	<p>土地の面積にあっては10,000平方メートル、法面、擁壁の高さにあっては5メートル</p>										

備考 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定方法については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条の規定に準ずるものとする。以下同じ。

別表第2 届出対象行為（広域景観形成推進地域）

対象区域	届出対象行為	規模										
羊蹄山麓広域景観形成推進地域（蘭越町・ニセコ町・真狩村・留寿都村・喜茂別町・京極町及び倶知安町の区域）	(1) 建築物でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新築、増築（増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）、改築（改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）又は移転	高さ 10 メートル又は延べ面積 1,000 平方メートル（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域内における建築物にあっては、高さ 13 メートル又は延べ面積 2,000 平方メートル） ただし、増築又は改築にあっては、増築前又は改築前の建築物の規模が上記の規模を超える場合は、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が 10 平方メートル以下のものを除く。										
	(2) (1)の規模を超える建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更で、いずれかの立面における変更部分の鉛直投影面積が右欄に掲げる規模を超えるもの	当該立面の鉛直投影面積の 2 分の 1										
	(3) 次に掲げる工作物（建築物を除く。以下同じ。）でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新築、増築（増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）、改築（改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）又は移転 ア さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物（特定公共施設等供用工作物を除く。） イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物（特定公共施設等供用工作物並びに電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物に該当するものを除く。） ウ 風力発電設備 エ 煙突その他これらに類する工作物 オ 物見塔その他これらに類する工作物 カ 彫像、記念碑その他これらに類する工作物 キ 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設 ク 自動車車庫の用に供する立体的な施設 ケ アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設 コ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設 サ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設 シ 太陽電池発電設備	次の表の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおり <table border="1" data-bbox="874 815 1453 1541"> <tr> <td data-bbox="874 815 1161 853">アに掲げる工作物</td> <td data-bbox="1161 815 1453 853">高さ 5 メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 853 1161 1099">イからエまでに掲げる工作物</td> <td data-bbox="1161 853 1453 1099">高さ 10 メートル（建築物と一体となつて設置される場合にあっては、当該工作物の高さが 5 メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 10 メートル）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 1099 1161 1346">オに掲げる工作物</td> <td data-bbox="1161 1099 1453 1346">高さ 10 メートル（建築物と一体となつて設置される場合にあっては、当該工作物の高さが 5 メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 10 メートル）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 1346 1161 1442">カからサまでに掲げる工作物</td> <td data-bbox="1161 1346 1453 1442">高さ 10 メートル又は築造面積 1,000 平方メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 1442 1161 1541">シに掲げる工作物</td> <td data-bbox="1161 1442 1453 1541">高さ 5 メートル又は築造面積 1,000 平方メートル</td> </tr> </table> ただし、増築又は改築にあっては、増築前又は改築前の工作物の規模が上記の規模を超える場合は、増築又は改築に係る築造面積の合計が 10 平方メートル以下のものを除く。	アに掲げる工作物	高さ 5 メートル	イからエまでに掲げる工作物	高さ 10 メートル（建築物と一体となつて設置される場合にあっては、当該工作物の高さが 5 メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 10 メートル）	オに掲げる工作物	高さ 10 メートル（建築物と一体となつて設置される場合にあっては、当該工作物の高さが 5 メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 10 メートル）	カからサまでに掲げる工作物	高さ 10 メートル又は築造面積 1,000 平方メートル	シに掲げる工作物	高さ 5 メートル又は築造面積 1,000 平方メートル
	アに掲げる工作物	高さ 5 メートル										
	イからエまでに掲げる工作物	高さ 10 メートル（建築物と一体となつて設置される場合にあっては、当該工作物の高さが 5 メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 10 メートル）										
オに掲げる工作物	高さ 10 メートル（建築物と一体となつて設置される場合にあっては、当該工作物の高さが 5 メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 10 メートル）											
カからサまでに掲げる工作物	高さ 10 メートル又は築造面積 1,000 平方メートル											
シに掲げる工作物	高さ 5 メートル又は築造面積 1,000 平方メートル											
(4) (3)の規模を超える工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更で、いずれかの立面における変更部分の鉛直投影面積が右欄に掲げる規模を超えるもの	当該立面の鉛直投影面積の 2 分の 1											
(5) 開発行為で、当該行為に係る土地の面積又は当該行為に伴い生ずる法面、擁壁の高さが右欄に掲げる規模を超えるもの	土地の面積にあっては 5,000 平方メートル、法面、擁壁の高さにあっては 5 メートル											

別表第3 景観形成の基準（一般区域）

対象行為	区分	景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
建築物及び工作物	位置・配置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の位置・配置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。
	規模	(1) 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る規模で建築物等を建設するとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地に、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する規模の建築物等を建設するとき。
	形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態意匠とすること。 (2) 全体としてまとまりのある形態意匠とすること。 (3) 外観には、周辺景観と調和する色彩を用いること。 (4) 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 (5) オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の形態意匠が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 建築物等の外観にけばけばしい色彩を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (3) 建築物に附属する設備等を目立つ位置に設置し、又は露出させることにより、周辺景観が著しく阻害されると認められるとき。 命令基準 (1) 上記(2)の場合で、特に良好と認められる周辺景観を著しく阻害するとき。
	敷地の外構・その他	(1) 敷地内は、周辺環境との調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。 (2) 敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。 (3) 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の敷地の外構が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 良好な景観の形成に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。
開発行為	位置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の位置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望に大きな影響を及ぼす位置で開発行為を行うとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する開発行為を行うとき。
	規模	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望に大きな影響を及ぼす規模で開発行為を行うとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観を著しく阻害する規模の開発行為を行うとき。
	形状・緑化等	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形状とすること。 (2) 開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。 (3) 開発区域内の既存樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の形状が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 河川、水辺、表土等を保全しないことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (3) 地域で親しまれている景観の保全に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

別表第4 景観形成の基準（広域景観形成推進地域）

対象区域	対象行為	区分	景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準	
羊蹄山麓広域景観形成推進地域（蘭越町・ニセコ町・真狩村・留寿都村・喜茂別町・京極町及び倶知安町の区域）	建築物及び工作物	位置・配置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 (2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の位置・配置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。	
		規模	(1) 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。 (3) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並みのスカイラインを損なう高さとならないよう配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る規模で建築物等を建設するとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地に、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する規模の建築物等を建設するとき。	
		形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）	(1) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観との調和に配慮した形態意匠とすること。 (2) 全体としてまとまりのある形態意匠とすること。 (3) 四季を通じての周辺景観と調和する色彩を基調とするよう配慮することとし、けばけばしい色は使用しないこと。 (4) 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 (5) オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の形態意匠が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 建築物等の外観にけばけばしい色彩を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (3) 建築物に附属する設備等を目立つ位置に設置し、又は露出させることにより、周辺景観が著しく阻害されると認められるとき。 命令基準 (1) 上記(2)の場合で、特に良好と認められる周辺景観を著しく阻害するとき。	
		敷地の外構・その他	(1) 敷地内は、周辺環境との調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。 (2) 敷地内の既存の樹木は可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。 (3) 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の敷地の外構が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 良好な景観の形成に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。	
		開発行為	位置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。 (2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の位置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望に大きな影響を及ぼす位置で開発行為を行うとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する開発行為を行うとき。
			規模	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望に大きな影響を及ぼす規模で開発行為を行うとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観を著しく阻害する規模の開発行為を行うとき。
	形状・緑化等		(1) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観との調和に配慮した形状とすること。 (2) 開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。 (3) 開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の形状が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 河川、水辺、表土等を保全しないことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (3) 地域で親しまれている景観の保全に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。	